

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 11) (法人住民税・事業税:義)(地方税 10)
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・ 主管 ・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から令和元年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 《要望の内容》 地方創生を推進するため、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、更に寄附しやすくなるよう、税制措置の拡充・延長を図る。 (1) 令和元年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(令和6年度まで)延長すること。 ・制度創設(平成 28 年度税制改正)時と同様に、国の次期総合戦略の期間(令和2年度～令和6年度)と合わせる。 (2) 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。 ・各税目の控除割合及び法人税の寄附額に対する控除限度額は現行の2倍とする(各税目の税額に対する控除上限は現行のとおり)。 (3) 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。(認定手続の簡素化) (4) 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。 (5) 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。 《関係条項》 ・ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 12 の 2、第 68 条の 15 の 3、附則第 90 条、第 112 条 ・ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号)第 27 条の 12 の 2、第 39 条の 45 の 3、附則第 15 条、第 28 条 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)第 20 条の 7 の 2、第 22 条の 29 の 2 ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 8 条の 2 の 2、第 9 条の 2 の 2 ・ 地方税法施行規則(昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号)附則第 2 条の 6、第 3 条の 2
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年度8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 28 年度: 新設 平成 31 年度: 運用改善の実施

8	適用又は延長期間	5年間(国の第2期総合戦略の期間(令和2年度～令和6年度))に合わせる)
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。</p> <p>(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第九条 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第十条 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>地域再生法(平成十七年法律第二十四号) 第三章 地域再生計画の認定等 (地域再生計画の認定) 第五条 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三</p>

号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

第十三条の二 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)

(平成30年度12月21日閣議決定)

IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-

3. 財政支援の矢

(3) 税制

志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。

◎地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を2016年度に創設し、2018年12月現在、507事業が認定を受けている。平成31年度税制改正において、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を行うこととされている。これらを踏まえ、今後関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開する。また、2019年1月から新たに実施する優良企業及び地方公共団体の表彰や2018年7月に登録・公表した「企業版ふるさと納税推進リーダー」を中心とした取組により、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

(令和元年6月21日閣議決定)

Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

(2) 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流

志ある企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援する企業版ふるさと納税は、企業と地方公共団体の連携を強化するための支援策として効果的なものである。また、企業が地方創生の推進に寄与すること

		<p>は、企業価値の向上にもつながると期待される。本制度をより一層活用できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p> <p>VI. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢)</p> <p>3. 財政支援</p> <p>(3) 税制</p> <p>2016年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、活用実績が着実に増加し、移住・定住や人材育成・確保、被災地の復興などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、2019年1月には初めて、他の模範となる企業や地方公共団体を対象とする地方創生担当大臣表彰制度を設けたほか、2019年度から、地方創生推進交付金との併用や基金への積立て要件の緩和などの運用改善を実施している。また、最近のSDGsへの関心の高まり等も鑑み、官民一体となった地方創生の取組を更に促進できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 <p>達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、本税制を活用した事業の目標の達成状況とする。達成状況については令和元年度以降毎年度把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和6年度まで毎年度、本税制を活用した地方公共団体のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した団体が8割を超えることとする。</p> <p>また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。</p> <p>また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。</p> <p>企業においても、本社機能の移転に至らずとも、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>平成 28 年度:58 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 29 年度:116 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 30 年度:174 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和元年度:174 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和2年度:696 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和3年度～令和6年度:各年度 974 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
		② 適用額	<p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・6,095 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ・法人住民税・・4,771 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・事業税・・・・・・1,180 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・27,453 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ・法人住民税・・148,039 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・事業税・・・・・・90,859 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」

		<p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・27,505 千円(推計) ・法人住民税・・319,376 千円(実績) ・事業税・・・・・・176,311 千円(実績) <p style="text-align: center;">※企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査(令和元年6月内閣府実施)をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和元年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・27,505 千円 ・法人住民税・・319,376 千円 ・事業税・・・・・・176,311 千円 <p style="text-align: center;">※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和2年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・447,508 千円 ・法人住民税・・1,884,808 千円 ・事業税・・・・・・1,269,188 千円 <p style="text-align: center;">※企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査(令和元年6月内閣府実施)をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和3年度～令和6年度(各年度)(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・626,511 千円 ・法人住民税・・2,638,731 千円 ・事業税・・・・・・1,776,863 千円 <p style="text-align: center;">※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
③ 減収額		<p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・6,095 千円(実績) ・法人住民税・・4,771 千円(実績) ・事業税・・・・・・1,180 千円(実績) <p style="text-align: center;">※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・27,453 千円(実績) ・法人住民税・・148,039 千円(実績) ・事業税・・・・・・90,859 千円(実績) <p style="text-align: center;">※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・・・・・・27,505 千円(推計) ・法人住民税・・319,376 千円(実績)

		<p>・事業税・・・・・・176,311 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和元年度(推計) ・法人税・・・・・・27,505 千円 ・法人住民税・・319,376 千円 ・事業税・・・・・・176,311 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和2年度(推計) ・法人税・・・・・・447,508 千円 ・法人住民税・・1,884,808 千円 ・事業税・・・・・・1,269,188 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和3年度～令和6年度(各年度)(推計) ・法人税・・・・・・626,511 千円 ・法人住民税・・2,638,731 千円 ・事業税・・・・・・1,776,863 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p>
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、以下のとおり実績についても着実に積み上がっている。</p> <p>令和元年8月現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業数 644 事業 ・総事業費 1,333 億円 ・寄附額累計(平成 28 年度～平成 30 年度) 65.6 億円 <p>※地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」(平成 28 年度:7.5 億円、平成 29 年度:23.6 億円、平成 30 年度:34.5 億円)</p> <p>また、国としては、適用期限を迎えるタイミングで、以下のとおり、本税制を活用した事業の目標の達成状況について検証している。※令和 2 年度以降は、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」等とあわせて毎年度把握する予定。</p> <p>◎企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート(令和元年5月内閣府実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生計画において設定している KPI の進捗状況を教えてください。(質問対象:認定申請したことがある地方公共団体) 「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」「やや目標達成困難」「目標達成困難」のうち「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」を回答した団体の割合:298 団体 / 398 団体(74.9%) <p>上記によれば、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施</p>

			<p>されることが見込まれる。</p> <p>さらに、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を令和元年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定していたが、平成 28~30 年度の寄附額の累計は 66 億円(達成率 88%)となっている。</p> <p>本税制の拡充・延長が行われた場合、令和6年度までに累計約 1,000 億円以上の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれ、事業の目標が十分に達成されるものと考えられる(算定根拠については別紙参照)。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>上記に示したアンケートにおける本税制を活用した事業の目標の達成状況については、本税制の直接的な効果を把握したものであり、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が飛躍的に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地方創生実現のためには、企業が自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に関与させることが重要であり、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくためには、国が用途などを定める補助金ではなく、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制の拡充・延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となる。以上のことから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月 (H30 内閣 05)

企業版ふるさと納税を活用した寄附額について

＜成果目標：令和元年度末までの寄附額累計 75 億円＞

- 達成目標に係る測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を令和元年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定しているが、令和元年 8 月現在では、約 100 億円を見込んでおり、達成できる見込みである。

	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 見込	計
寄附額 (千円)	746,927	2,355,018	3,454,539	3,511,354	10,067,838

(※1) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出した。

(※2) 令和元年度の寄附額については、平成 28 年度第 1 回～令和元年度第 2 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

＜拡充・延長された場合＞

- 拡充・延長された場合の令和 6 年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、1,000 億円程度の寄附額を見込んでいる。

(1) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する。

(2) 令和元年度の寄附額については、平成 28 年度第 1 回～令和元年度第 2 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

(3) 令和 2 年度の寄附額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引上げた場合の効果を加味するよう、積算する。

- ・ 税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が 4 割から 1 割となることから、寄附額が 4 倍となると仮定する。

(令和元年度の寄附額) × (税額控除割合の引上げに係る効果)

=35.1 (億円) × 4

=140.4 (億円)

≒140 (億円)

(4) 令和 3 年度の寄附額については、税制改正を踏まえた制度の活用が浸透してくることから、税額控除割合の引上げ以外の見直しに係る効果を加味するよう、積算する。

- ・ その他の見直しに係る効果については、1.5 倍となると仮定する。

(令和 2 年度の寄附額) × (その他の見直しに係る効果)

=140 (億円) × 1.5

=210 (億円)

≒200 (億円)

(5) 令和 3 年度～令和 6 年度は、同額で推移するものとする。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 見込	R2 推計	R3 推計	R4 推計	R5 推計	R6 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.6	34.5	35.1	140	200	200 以上	200 以上	200 以上	1,040.7 以上 ≒1,000 以上

平成 30 年度企業版ふるさと納税に係る減収額について

- 「企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査」(※1)に基づき、以下のとおり法人税控除額を算出した(※2)。

(※1) 平成 30 年度の税額控除額の実績を把握するため、内閣府が令和元年 5 月に全都道府県向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び事業税を調査対象としている。

(※2) 本調査で得られた特定寄附金税額控除額(実績)と法人住民税のみで全額控除した場合の金額を比較し、その差額を法人税控除額として算出している。

寄附件数	805	件	a
特定寄附金の額	1,734,409	千円	b
特定寄附金税額控除額(地方税)(実績)	495,687	千円	c
法人住民税	319,376	千円	d
法人道府県民税法人税割	79,844	千円	e
法人市町村民税法人税割(推定)	239,532	千円	f=e×3
事業税	176,311	千円	g
法人税控除額(国税)(試算)	27,505	千円	h=j-d
法人住民税(控除上限額)(※法人住民税で全額控除)	346,881	千円	j=b×0.2

<平成 30 年度地方創生応援税制減収額>

法人税	27,505 千円
法人住民税	319,376 千円
事業税	176,311 千円

平成 30 年度～令和 6 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
に係る適用件数・適用額・減収額の推計について

- 平成 30 年度～令和 6 年度における適用件数及び令和元年度～令和 6 年度における適用額・減収額については、別紙「企業版ふるさと納税を活用した寄附額について」で積算した寄附額の対前年度の伸び率を乗じることで算出する。なお、平成 30 年度の適用額については、別紙「平成 30 年度企業版ふるさと納税に係る減収額について」のとおり、企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査に基づき、令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算（〔参考〕参照）に寄附額の対前年度の伸び率を加味し、算出している。

年度	H28→H29	H29→H30	H30→R1	R1→R2	R2→R3	R3→R4	R4→R5	R5→R6
寄附額の 対前年度 の伸び率	3.1	1.5	1.0	4.0	1.4	1	1	1

<適用件数>

(単位：件)

年度	H28 実績	H29 実績	H30 推計	R1 推計	R2 推計	R3 推計	R4 推計	R5 推計	R6 推計	合計
件数	58	116	174	174	696	974	974	974	974	9,010

<適用額>

(単位：千円)

年度	H28 実績	H29 実績	H30 推計	R1 推計	R2 推計	R3 推計	R4 推計	R5 推計	R6 推計	合計
法人税	6,095	27,453	27,505 推計	27,505	447,508	626,511	626,511	626,511	626,511	3,042,110
法人住民税	4,771	148,039	319,376 実績	319,376	1,884,808	2,638,731	2,638,731	2,638,731	2,638,731	13,231,294
事業税	1,180	90,859	176,311 実績	176,311	1,269,188	1,776,863	1,776,863	1,776,863	1,776,863	8,821,301

※令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算（〔参考〕参照）に寄附額の対前年度の伸び率 4.0 を乗じて算出している。

<減収額>

- ・税額控除であるため、適用額と同額

[参考]

- 「4 内容《要望の内容》(2)」のとおり税額控除割合を引き上げた場合、試算結果は以下のとおり。

※平成 30 年度の企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査を基に試算している。

(単位：千円)

	全額控除 できた場合	控除 可能額 計						控除 不能額
			国税	地方税	事業税	法人 住民税	法人 住民税	
						(都道府県)	(市町村)	
控除額 (構成割合)	1,011,025	900,376	111,877 (12.4%)	788,499 (87.6%)	317,297 (35.2%)	67,315 (7.5%)	403,887 (44.9%)	110,649